

第5回 にしはりま環境事務組合議会臨時会会議録

1. 開会日時 平成17年6月6日(月曜日)午前10時30分
2. 閉会日時 平成17年6月6日(月曜日)午前11時30分
3. 場 所 兵庫県立先端科学技術支援センター 2階多目的室
4. 出席議員(22名)

1番 三里茂一	2番 北田悦也
3番 沖 正治	4番 高尾勝人
5番 植戸勝治	6番 松尾文雄
7番 岡本安夫	8番 川田真悟
9番 片山武憲	10番 大下東一
11番 西尾 誠	12番 西岡 正
13番 田淵基次	14番 岡前治生
15番 高山政信	16番 船曳順市
17番 田中鶴雄	18番 山下由美
19番 小林慎一	20番 東 豊俊
21番 高尾年男	22番 川西忠信

5. 欠席議員(なし)

6. 出席説明員

管理者 山口聖治	副管理者 梅村忠男
副管理者 安則眞一	副管理者 白谷敏明
副管理者 庵途典章	副管理者 中川孝之
副管理者 山田兼三	副管理者 橋本健造
収入役 井口智章	監査委員 坂口 榮

にしはりま環境事務組合事務局長 谷口茂博

7. 出席事務局職員

にしはりま環境事務組合局長補佐兼企画調整係長 深澤寿信

同建設1係長 安藤康博

同総務係主査 尾崎敏彦

同 小笹万起子

8. 関係町主管課長

宍粟市福祉部衛生課長 山本久男

新宮町住民生活課長 福井廣吉

上郡町住民課長 松本 優

佐用町住民課長 田村章憲

上月町保健福祉センター所長 達見一夫

南光町町民課長 春名 満

三日月町住民福祉課長 廣瀬秋好

安富町生活環境室長 下村克明

播磨高原広域事務組合事務局長 森川幸一

佐用郡広域行政事務組合総務課長 山口良一

同衛生課長 井口雅登

宍粟環境事務組合事務局長 中尾 徹

9. 議事日程

1 議長あいさつ

2 管理者あいさつ

3 開会宣告

日程 1 議席の指定及び変更

日程 2 会議録署名議員の指名

日程 3 会期の決定

選挙第 1 号 にしはりま環境事務組合議会副議長選挙の件

同意第 1 号 監査委員の選任同意の件

報告第 1 号 行政報告

承認第 1 号 専決処分の承認を求める件

(特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例)

報告第 2 号 にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び規約の変更の件

日程 4 閉会宣告

管理者あいさつ

議長あいさつ

議長あいさつ

議長(高尾勝人君) みなさんおはようございます。定刻がまいりましたので、ただいまより6月

臨時議会を開きます。開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

山々の緑が非常に色濃くなってまいりました。議員の皆様におかれましては、益々ご健勝にてご活躍されておりますことに対しまして、心より敬意を表したく存じます。本日、第5回にしはりま環境事務組合議会臨時会が招集されましたところ、議員各位には各市町定例会前のご多忙の中にも係わりませず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。本日の附議案件は、選挙1件、同意1件、報告2件、承認1件であります。どうか慎重な審議を賜り、適切な議決が得られますようお願いいたしまして、簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。座らせて進めさせていただきます。

管理者あいさつ

議長（高尾勝人君）　ここで管理者からあいさつの申し出があります。

山口管理者。

管理者（山口聖治君）　議会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、第5回にしはりま環境事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、市町長並びに議員各位におかれましては、各市町の6月定例会等を控えたお忙しい中にもかかわらず、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、本日の案件でございますけれども、選挙第1号にて、佐用郡の代表議長の交代によりまして、にしはりま環境事務組合議会副議長を川田議員が辞職されたため、副議長選挙を行う必要が生じております。

次に、同意第1号にて、監査委員の選任同意について提出させていただいておりますので、選任同意について、よろしくお願い申し上げます。

また、承認第1号では、合併により、本組合の構成地方公共団体が町から市町となったため、字句の整理を行ったものでございます。

なお、本日の報告第2号にあります、にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び規約の変更の件につきましては、本年10月1日のたつの市、佐用町の発足に伴いまして、本事務組合の規約を変更する必要が生じてまいります。本件につきましては、各市町の6月定例会及び7月臨時会で議決をいただく必要がありますので、慎重審議の上、よろしくお取り計らい賜りますようお願いいたします。

簡単でございますけれども、開会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

開会宣告

議長（高尾勝人君）　管理者のあいさつが終わりました。ただいまから、第5回にしはりま環境事務組合議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定及び変更

議長（高尾勝人君） 日程第1、議席の指定及び変更を行います。

この度、新宮町の議長選挙及び穴栗市の市議会選挙等に伴いまして、会議規則第4条第2項及び第3項の規定により、議席の指定及び一部を変更いたします。

2番 北田悦也議員、5番 植戸勝治議員、6番 松尾文雄議員、7番 岡本安夫議員、8番 川田真悟議員、9番 片山武憲議員、10番 大下東一議員、11番 西尾誠議員、12番 西岡正議員、13番 田淵基次議員、14番 岡前治生議員、15番 高山政信議員、16番 船曳順市議員、17番 田中鶴雄議員、18番 山下由美議員、19番 小林慎一議員、20番 東豊俊議員、21番 高尾年男議員、22番 川西忠信議員にそれぞれ変更いたします。

変更した議席は、お手元に配りました議席表のとおりでございます。

ここでお諮りいたします。議席の指定及び変更についてご意義ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配りました議席表のとおりに決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（高尾勝人君） 次に日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第71条第1項の規定によって、6番 松尾文雄議員及び19番 小林慎一議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（高尾勝人君） 次に日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りと決定しました。

選挙第1号 にしはりま環境事務組合議会副議長選挙の件

議長（高尾勝人君） 続いて選挙第1号、にしはりま環境事務組合議会副議長選挙の件を議題といたします。

副議長川田真悟議員から、副議長の辞職願が閉会中に提出されました。許可いたしましたので、会議規則第77条第3項の規定により報告いたします。

選挙第1号、にしはりま環境事務組合議会副議長選挙の件を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長による指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、議長による指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは、副議長に西岡正議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました西岡正議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました西岡正議員が副議長に当選されました。副議長に当選されました西岡正議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

議員から就任のあいさつの申し出がありますのでお受けいたします。

副議長（西岡正君） 失礼いたします。副議長就任にあたり一言ごあいさつ申し上げます。先ほど副議長にご指名いただきました。大変名誉なことと受けとめさせていただいております。どの自治体も財源、財政、大変厳しい時でございますけれども、高尾議長を補佐し本組合の初期の目的達成のために全力を尽くして参りたいと思います。管理者をはじめ議員各位におかれましては、今後とも尚一層のご指導とご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。就任のあいさつに変えます。よろしくお願いいたします。

議長（高尾勝人君） これで副議長の選挙は終わりました。

同意第1号 監査委員の選任同意の件

議長（高尾勝人君） 続いて同意第1号、監査委員の選任同意の件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

山口管理者。

管理者（山口聖治君） 監査委員の選任同意の件でございますけれども、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めます。住所は、兵庫県宍粟市山崎町木谷288番地。お名前は、東豊俊氏。生年月日は、昭和23年7月10日でございます。東豊俊氏は、山崎町議会議員時に監査委員に就任いただいておりますが、一旦失職されたため、新たに宍粟市議会議員として選任同意を求めます。そういう事情がありますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（高尾勝人君） 説明が終わりました。

これより同意第1号、監査委員の選任同意の件を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

本件は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（高尾勝人君） 起立全員でございます。

同意第1号、監査委員の選任同意の件は、同意することに決定いたしました。

ただいま同意いたしました東豊俊議員から自席にてあいさつがありますので、お受けいたします。

東監査委員。

監査委員（東 豊俊君） ただいま監査委員という重責に就くことになりました、宍粟市議会の東でございます。坂口監査委員ともども、一生懸命にしまはりま環境事務組合の監査に携わりたいと思いません。どうぞよろしく願います。

議長（高尾勝人君） 東監査委員のあいさつが終わりました。

報告第1号 行政報告

議長（高尾勝人君） 続きまして報告第1号。管理者から報告第1号、行政報告の申し出がありましたので許します。

山口管理者。

管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） それでは、行政報告をさせていただきたいと思いますが、その前に私4月1日の人事異動で、この組合にお世話になることになりました三日月町出身の谷口でございます。よろしくご指導ほど願います。

それでは行政報告でございますが、ただいま議題となりました行政報告についてご説明申し上げます。平成16年度及び平成17年度の主要経過につきまして、別冊資料の1でございます。3ページの一番最後の、本年2月28日の第4回にしまはりま環境事務組合議会定例会以降の主要経緯についてご説明申し上げます。4ページをお開き願いたいと思います。2月28日組合議会終了後、正副管理者会を開催いたしました。3月5日第3回循環型社会検討委員会を開催しております。3月31日光都21自治会アンケート質問でございますが、この質問につきましては、ごみ処理広域化に関すること、ごみ減量化・リサイクルに関すること、建設候補地選定に関すること、循環型社会拠点施設計画に関すること、企業庁に関すること等、195項目の質問に対しまして、関係機関の協力を得ながら文書回答させていただ

いております。次に3月に、各町の議会において宍粟市の合併に伴う組合規約の変更の議決をいただきまして、3月29日に許可申請をいたしてございまして、4月1日に組合規約変更の知事許可をいただいております。4月9日から5月1日にかけては、建設予定地周辺6集落の住民説明会を開催いたしております。4月16日第4回循環型社会検討委員会を開催いたしております。4月25日代表市町長会議を開催させていただいております。5月10日正副管理者会議を開催いたしております。5月17日議会議長協議会を開催いたしております。以後、本日に至っております。以上で行政報告を終わらせていただきます。

議長（高尾勝人君） 行政報告の説明が終わりました。行政報告に対する質疑は、原則として行いませんが、特別な質疑がある場合には、質疑内容を検討して受け付けることができることにします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） 質疑なしと認めます。これで行政報告は終わりました。

承認第1号 専決処分の承認を求める件（特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例）

議長（高尾勝人君） 続いて承認第1号、専決処分の承認を求める件（特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

山口管理者。

管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） ただいま議題となりました承認第1号特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定の専決処分につきまして、ご説明を申し上げます。このたび4月1日宍粟市の発足に伴いまして、各条例の一部を改正しておりますが、新旧対照表によって説明いたします。4ページをお開き願います。特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例の別表第3の中程に、日当の欄の括弧書きがございます。その部分で構成町を構成市町に改正をしております。続きまして5ページでございますが、職員等の旅費に関する条例の別表、日当及び宿泊料のこれも日当の欄でございますが、構成町を構成市町に改正いたしております。続きまして6ページでございます。一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例で、第4条第2号中でございますが、関係町を関係市町に改めたいと思います。第8条の見出し、関係町との協議という部分を関係

市町の協議に、同じく第8条及び第9条中の関係町長を関係市町長に改正するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（高尾勝人君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ないようですので、これより承認第1号 専決処分の承認を求める件（特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

採決は、起立によって行います。

承認第1号は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（高尾勝人君） 起立全員であります。

よって承認第1号、専決処分の承認を求める件（特別職等の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例）は、承認することに決定いたしました。

議案第2号 にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び規約の変更の件

議長（高尾勝人君） 次に報告第2号、にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び規約の変更の件を議題といたします。

山口管理者。

管理者（山口聖治君） 事務局長に説明をさせます。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） ただいま議題となりました報告第2号につきまして、ご報告をさせていただきます。お手元の資料の8ページをお開き願いたいと思います。新たつの市、新佐用町発足に伴う規約変更手続きにつきまして、これまでの経緯等を記載しております。 から に至る間につきましては、これまでの経緯でございまして、特例法第9条に関係いたしました佐用町及びたつの市からの通知、また組合管理者からそれぞれの合併市町への通知、また、規約変更等に関する協議関係市町の事務協議といたしまして、主管課長会議、正副管理者会議の経緯、規約変更に関する県との下協議の経緯、また、関係市町議会議長会等の経緯につきまして記載をいたしているところでございます。

9ページをお開き願いたいと思います。9ページにつきましては、このたびの各市町の6月から7月の定例会等で共同提案していただく予定にしております。にしはりま環境事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び規約の変更についての共同提出の議案書でございます。

その内容につきましては、10ページ以降に記載をしておりますが、11ページ、12ページに新旧対照表をつけておりますので、これによりましてご説明を申し上げます。11ページ、第2条、組合を組織する地方公共団体といたしましては、新宮町を新たに「たつの市」、佐用町、上月町、南光町、三日月町を新たに「佐用町」とするものでございます。

新たな第3条でございますが、第3条の組合の共同処理する事務でございます。その中での、「ただし、たつの市については、旧新宮町の区域に係る事務に限る」というただし書きを追加させていただいております。なお現在、龍野市をはじめ揖保郡で構成されております揖保保健衛生施設事務組合の方では、旧新宮町の区域に係る事務は除くということで、お互いそれぞれ組合の方で整合をさせていただいております。

続きまして新たな第5条でございますが、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法につきましては、1号でたつの市2人、4号の佐用町を8人、8号の安富町を5号に繰り上げるものでございます。

第8条の組合の執行機関の組織及び選任の方法につきましては、現行、管理者1人、副管理者7人の現行でございますが、管理者1人、副管理者4人という形で変更させていただきたいと考えております。

続きまして12ページでございます。別表の第12条関係でございますが、組合の経費の支弁方法ですが、備考1で「共同処理区域における」という文言を挿入させていただいております。同じく備考の2でございますが、「たつの市の負担額にあつては旧新宮町負担相当額、佐用町の負担額にあつては旧4町（旧佐用町、旧上月町、旧南光町、旧三日月町）負担相当額とする」とするものでございます。

附則1の、「この規約は平成17年10月1日から施行する」、また新たに附則の4、5を設けまして、4では、「新規約第3条の規定にかかわらず、一般廃棄物処理施設の供用開始までの間における関係市町のごみの処分に関することについては、なお従前の例による」とするものでございます。具体的には、新宮町さんの場合、現在、龍野市のエコロでお世話になっておりますが、本組合の施設が供用開始するまでは、従前のところでお世話になるということでございます。5では、「平成18年4月30日までの間、新規約第5条第2項第1号に定める組合議員に、関係市町の議会議長以外の議員をもって充てることができる」とするものでございます。

13ページから15ページは、変更後のにしはりま環境事務組合理約で、変更箇所にアンダーラインを入れているものでございます。16ページ以降は参考資料でございますが、17ページでは佐用郡4町から、18ページは龍野市、新宮町、揖保川町、御津町から、それぞれ組合管理者宛て廃置分合の申請について通知するものを参考としてお付けしております。

以上このような内容で、これまでの経緯を踏まえまして、この6月から7月の定例会等で、2市9町の関係議会の議決を得たうえで、関係市町が協議書を定めまして、県知事に許可を申請いたしまして、

10月1日をもって施行を予定しているところでございます。各執行者におかれましては、この規約変更について適切な対応をしていただきまして、10月1日には新たな規約が成立できますように格別のご尽力をお願いしたいと思います。また、各市町議会におきましても、本規約の変更案につきまして、適切にご審議をお願いするところでございます。以上で報告を終えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（高尾勝人君） 報告第2号の説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番。

3番（沖 正治君） この中の分担金、この分について少しお尋ねしたい。分担金についても、これからいろいろ影響を及ぼすことになると思いますけれども、やはり、にしはりま環境事務組合議会ということの、議会という名の中で、この件を進めていく場合に、ここで言われますよう議員の定数、これを考えたときにね、なかなかこれ、議会というものが前提にある場合に、佐用郡4町が合併、それから宍粟郡が宍粟市、これも4町の合併ということで、議会を運営する中で、やはりわれわれ上郡町の議会といたしましては、一応われわれ議会の代表として、私参加させていただいておりますけれども、いろいろとやはり上郡町も大変苦慮しているし、管理者もご存じだと思いますけれども、なかなか難しい点がございまして。そのような中で、数、このものを議会で運営するときに、上郡町は1名議長、私が1名でございます。あと、佐用郡は合併で8名、宍粟市8名、この数がね、やはりひとつの市、ひとつの町の中で、お互いに8名ということですが、そういう数のバランスがどうも、私1人ではいかなものかなと。こいうふうに私思っているわけですが、分担金も当然これに関わってくる問題でね。しかし、30、70という分担金があるのであれば、やはり各市町で30、70というものを考えていただきたい。いろいろと難しい面があると思われませんが、議員としては、これをやはり素直にああそうですかと、というのはなかなか理解しがたいなと。この点についてひとつ説明を求めたいと思います。

議長（高尾勝人君） 山口管理者。

管理者（山口聖治君） 大変に難しい問題だと思いますけれども、この合併がこの時期にくるとは誰も思っていないから、こういう問題が生じてきております。ですけれども、分担金30、70でやっている間は、この今の状態でやっていかざるをえない。この人数をまた考えることによって、また難しい問題が出てくる。もちろん、この中には施設建設段階においては、いわゆる負担金はそのときに考えるということになっておりますので、今現段階では、30、70の負担をいただいておりますので、そのままの数で行くということで、ご理解をいただかなければ仕方のない問題ではなからうかというふうに思っております。そのことを言いますと、またいろいろ難しい問題を提起することになるなというふう

に思っております。

議長（高尾勝人君） 3番。

3番（沖 正治君） 管理者の説明ね、いただくまでもなく、私も理解はしとんですけれども、しかしながら、大変難しいと。私も上郡町という立場の中で、先ほども言いましたように、管理者という立場の中でいろいろとご存じだと思います。そういう中でね、このものを持ち帰りまして、いかにうまく説明ができるかなと、理解を求められるかなと、いうことを、本当に、こう苦勞を今思っているわけでございますけれども、やはり極端に言いますとね、ここの場所で進めることは私も大賛成です。私個人としては、以前からも賛成しております。広域ごみ処理、これはどこの市町も同じことで、ここで進めることに賛成はしておりますけれど、しかしながら、議会に持ち帰ったときに、宍粟市8名、佐用町8名の16名ですが、この2市9町の中で、議会というものは、最終的には議決というもので評決した場合どうなるのかなと。やはり、佐用町4町で今現在ではいろいろな思惑があるかと思いますけども、宍粟市も同じですけども、これがそれぞれの思惑が一致するのは当然でございますのでね。佐用町も宍粟市も。そのときに最終的には、議長がどんな評決の仕方をするのかなと。そのときには上郡町としては大変なことに、説明がうまくいかないままに進んでいくというようなこともあろうかと思います。私どもの安則町長、副管理者も当然その辺の苦勞もあるんじゃないかと、私思いますけれども、その点よく管理者同士で話しあっていただきまして、運営を間違いのない平等な考えの中で進めていただきたいと、要望、希望を申し上げておきます。以上です。

議長（高尾勝人君） 要望でいいですね。

3番（沖 正治君） 要望じゃなかったら、今変ええということは気がつかないので、その分についてはね、よく管理者、副管理者の中でよく話し合い、上郡町の立場もよく理解していただいて、議会運営、また議長本人の方の議会運営、また管理者は管理者なりの進め方をお願いしておきたいと、そういうことです。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

14番。

14番（岡前治生君） それではお聞きしたいと思うんですけども、先ほどの行政報告の中で、お聞きしたらよかったかと思うんですけども、報告の中で循環型社会拠点施設整備スケジュールというのが、4月、5月にかけて2回ほど議題として挙がって、それぞれ別の会議で話がされているんですけども、ちょうど4月、5月というのは宍粟市の市議会というのはなかったときですので、そのあたりの報告を、まだ私ども議会のほうでも受けておらないんです。それで、この二つの会議でスケジュールについては、どのような内容で議論がされたのか、もし決まったようなことがあるのであればお聞かせ願

いたいと思います。

それが第1点で、それと私も、波賀町から選出されておりまして、旧波賀町議会のときにも、こういう規約の変更が出されてきまして、規約変更の中でも前の町長にも質問をしたのですけれども、今、平成14年度に、にしはりま環境事務組合のごみ処理基本計画が作られておいて、そしてその後、国の厚生労働省のごみ処理なんかの基準も変わってきて、そして、最近も光都21自治会から議員の方にもいろいろな要望書が出されております。私もこれを今回見せていただいたのですけれども、国のごみ処理行政のあり方が変わっていると。先ほどもありましたように、合併問題というのが、当初このごみ処理の計画が持ち上がった後で、合併によってそれぞれ構成団体が変わってきておると。そういうふうな事態をとらえた場合に、基本計画でも平成5年の厚生労働省のごみ処理計画、こういうふうな基本計画、ごみの処理基本計画の策定にあたっての指針というものに準拠しているというふうに書かれておるんですけども、この厚生労働省の平成5年の指針についても、5年ごとに改正するということとあわせて、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、見直しを行うことが適切であると。というふうなことが書かれてありまして、これほど大きな前提条件が変わってきておるわけですから、そういう部分では、この今回のごみ処理計画を見直しをせざるをえない状況にきているのじゃないかなというふうに私は思いまして、前の町長にもそういう質問をしたわけでありまして、そのときに前の町長は、見直しの時期もくるんじゃないかというふうな、そのような内容の答弁をされておりました。ですから、そういうこと全体を考えて見ますと、やっぱりその、一定の見直しをする必要性というのは、当然出ておると思うんですけども、そういうことも踏まえて、この間の経過は一応報告を受けとるつもりでありますけれども、その後どのような動きがあるのか。波賀の町長の答弁としては、一旦こういう事務組合が設立されてしまった以上、もうこのまま一度スタートするまでは変更がきかないんだというふうな答弁があったわけでありまして、そんな硬直したようなあり方でほんとにいいのかなということも思いますので、その点お聞かせ願えたらと思います。

それともう1点は、規約の附則の第5項のところ、平成18年4月30日までの間、これは多分たつの市になる新宮町と安富町のことが想定されておるのかなと思うんですけども、この18年4月30日までの間というふうに決められておるのはどういう意味合いがあるのか。そのへんお聞かせ願いたいと思います。

議長（高尾勝人君）　山口管理者。

管理者（山口聖治君）　的確にたくさんの事項を言われましたので、的確に言えるかどうかわかりませんが、スケジュール的に話したのは、いわゆる私としては、後の質問にも関係がありますけれども、補助金制度が交付金制度に変わりました。そのことによって見直しを図る必要があると、ごみ

量を。ということはリサイクル率を高めなあかんとか、今度の新しい法律はそういうふうになっておりますので、例えば132tが、例えばです。例えばその見直しすることによって100t近くになるかも分からない。多くなることはないと思います。そのいうスケジュール的なことを話したということでございます。その中でも私は、いわゆる光都21の方々の質問もありますけど、私として周辺集落に位置づけている6集落。6集落に鋭意取り組むことによって、1年遅れるかもわからないのが、1年早まるかもわからない、いうぐらいのスケジュール的なことはお話ししたということでございます。それと一番大事なのは、いわゆる補助金制度から交付金制度に変わることによりまして、ごみ処理計画の基本計画を見直さなければならない時点になっていることも確かでございますし、それで、硬直化とおっしゃいましたけども、私は硬直化とは思っておりません。いわゆる合併とこのごみ焼却が、時期が一緒になったからややこしいことになっておりますけれども、やっぱり今の枠組みは堅持して、粛々とやっていくのが私の立場であろうと思っております。私は周辺6集落の理解を深めるために、鋭意努力をしているというふうなことでご理解をいただきたいと思っております。個別にたくさんおっしゃいましたので、的確な答弁になっているかどうか分かりませんが、そういうことでございます。

議長（高尾勝人君） 事務局長。

事務局長（谷口茂博君） 最後の、附則の5項の平成18年4月30日までの間の新規約第5条第2項第1号に定める組合議員に、関係市町の議会議長以外の議員をもって充てることのできるということでございますが、この件につきましては、今議員がおっしゃいましたように、たつの市、それから佐用町等でも同じでございますが、議員の在任特例ということで、4月30日まではとりあえず、揖籠合併協議会の中では、引き続いて内々に、4月30日までは今出ておられる議員さんが出られるという形で、内々でのお話があるようでございます。そういったことがございまして、こういった附則を設けておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

5番。

5番（植戸勝治君） ただいまの岡前議員さんの中と類似した点が出てくると思うんですが、今、質問と説明を両方聞かせてもらいまして、ごみに対する考え方、制度上の問題、国の方針、あるいは県の指導というようなことも、いささかの変更に満ちた情報も我々に入っているわけなんですけど、けれどそれは情報であり、国においても県においてもいろんな多事多難な時期でありまして、ことによれば流動的な答弁になったり、あるいは方針の変更もありうる。これは当然なことかもしれませんが、私ども、このことが本当に遂行され、進んでいくといたしまして、行事日程の中でいろいろと説明があったんですが、今言いましたのは前段の話ですけれども、事務局で加古川のセンター、それからそれ以

前でも事務局が現地視察ということが何回も挙がっているんですが、最近の加古川市のクリーンセンターの事務局での説明とか、あるいは視察とかいうものの内容について、ちょっと説明に戻りたいと思います。といいますのは、私、視察に行きました時に、熱心に、あの事務局の方が数年間苦労したその結果と現状ね、現状に至ったその経過を詳しく話を聞いたわけでございます。しかしそういうことから勘案して、今ここの現状は、佐用クリーンセンターの現状はどういうことであろうか、そのことを説明してほしいと思うんです。参考になりますこともあったらと思うんです。以上です。

議長(高尾勝人君) 5番議員さん、直接報告第2号の案件についての質疑を進めておりますので、報告第2号についての質疑を受けたいと思います。それに関係のない質問は省かせていただきたい。かように思います。

5番(植戸勝治君) よろしければ参考のために。

議長(高尾勝人君) 管理者よろしいですか。

管理者(山口聖治君) 私が聞いておりますのは、加古川へ行ったのは、いわゆる焼却場から周辺集落へ説明に行った時にぶどう園があります。そういう意味から、ぶどう園が加古川は何百メートルのところにあるけれども、そのための方策はどのようなことをしたのか、ということを開きに行っております。今の何年もかかったという、そういう問題で行ったものではありません。それ以外のことはまた。

5番(植戸勝治君) それ以外のことは、また個別にお願いします。以上です。

議長(高尾勝人君) 報告第2号に対する質疑を行っておりますので、それについて質疑を進めます。

他にありませんか。

14番。

14番(岡前治生君) 先ほど、基本計画の見直しが必要だということがあったんですけども、この基本計画の見直し等、結局、構成団体との関係も私は密接に関係しておると思うんですけども、それで今までも議論はされておると思うんですけども、現実問題として例えば新宮町さんのごみが、龍野市さんの施設で実際に処分がされておるとか、後はどうなるか分からないと思いますけれども、例えば姫路市になる安富町さんのごみというのが、本当に姫路市の中で処理ができないのかどうかとか、そういうふうな検討をすることによって、やっぱり基本計画そのものにも変わってくると思いますし、構成団体も変わってくると。それで、一旦県にこういう、先ほど私が硬直化と申しましたのは、こういうふうな県に認可を受けた事務組合の構成団体を変更しようと思えば、また一から新しい事務組合を作るというふうなことになると思うんですけども、そういうふうな点で変更が、構成団体の変更がきかないというふうなことでもいいのかどうかとか、基本計画の一番大本のごみ処理の排出量も含めて見直しを

されるということであれば、その現実のごみ処理政策、各町のごみの処理というのがどういうふうにあるべきかということも含めて見直しをする必要性もあるんじゃないかなということも思いますので、そういう点で基本計画も含めて、構成団体もこのままで行くのがいいのかどうか、そういう点をもう一度考え直す必要がないのか、そういうことを思いますので、その点はどうなんですか。

議長（高尾勝人君） 山口管理者。

管理者（山口聖治君） 基本計画の見直しに関しましては、いわゆる枠を変えるとかいうふうな基本計画の見直しではないことは事実です。それは補助金制度から交付金制度に変わって、ごみ量の見直しをやるとか、例えばですよ。そういう基本計画の見直しをするということでございます。それともう一点、宍粟は、予測でいいですけども、宍粟はそういう意味からいいますと、新しい交付金制度になったら、にしはりまから離れてもいいんじゃないかと、いろんなことが今まででも言われておりました。そういうことで、いわゆる広域化計画、県の広域化計画の中に位置づけられたこの枠組みを堅持していくというのも、新宮と龍野の合併協議会でも協議された、そういう結果を受けております。そういうことからして、私どもはこの枠組みを堅持して、粛々と進めたい。ただし、基本計画のごみ量の増減、減はあるでしょう、増はないです。減はあるということでございます。なんとかそこらへんでご理解をいただきたい。

議長（高尾勝人君） 他にありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（高尾勝人君） ないようですので、これで報告第2号は終わります。

閉会宣告

議長（高尾勝人君） これで本日の日程は、全て終了いたしました。これで会議を閉じます。

第5回にしはりま環境事務組合議会臨時会を閉会いたします。

管理者あいさつ

議長（高尾勝人君） ここで管理者からあいさつの申し出がありますので、許可いたします。

山口管理者。

管理者（山口聖治君） 本日は上程いたしました案件につきまして、慎重審議の上、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。

一般廃棄物処理施設は、住民生活にとって必要不可欠な施設であります。さらに、本施設の整備は地域の喫緊の課題であります。安全、信頼、環境保全を最優先として、循環型社会のモデルとなる施設づくりを目指しているものであります。この共通認識を持って、行政、議会とも、一致団結して、早期実現に向けて前進しなければならないと思っております。

また今後、事業の進捗具合にも合わせ、職員増、建設経費が発生しました際には、各市町補正予算対応等、何卒よろしくお願いいたしたく思っているところでございます。

今後とも、各市町長、議会議員の皆様には、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げまして、第5回にしはりま環境事務組合議会臨時会の閉会のあいさつとさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長あいさつ

議長（高尾勝人君） 管理者のあいさつが終わりました。閉会にあたり議長として一言ごあいさつ申し上げます。本日は、提出議案に対する慎重なる審議、適切な議決をいただき、誠にありがとうございました。

本日の議会審議を受けて、にしはりま環境事務組合として、循環型社会形成を推進する行政の責務を果たすためにも、一般廃棄物処理施設等の早期完成を目指し、正副管理者は一致協力して適切なる執行努力をお願いいたしたいと思えます。

また、報告第2号にありましたように、現在のにしはりま環境事務組合を構成する地方公共団体である新宮町が、龍野市、揖保川町、御津町と合併し、たつの市が発足します。また、佐用町、上月町、南光町、三日月町が合併し、新しく佐用町が発足します。このことについて、関係2市9町の6月定例会及び7月臨時会で、本組合同規約変更に関する議案が提案されますので、議員各位には、それぞれの市町議会で適切なる審議を賜りまして、来る10月1日には2市3町で構成する事務組合としてスタートできますよう、格別のご協力をお願い申し上げます。閉会のごあいさつといたします。本日はご協力ありがとうございました。

午前11時30分閉会